

令和9年度天草市就学援助制度のお知らせ

天草市教育委員会

天草市では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な学用品費などの経費の一部を援助します。（「就学援助」といいます。）小・中学生の保護者の方で就学援助を希望する方は、就学援助の申し込みが必要です。

1 この制度を申し込むことができる人

来年度天草市の小・中学校に入学予定、または引き続き就学する児童生徒の保護者で、かつ次の認定基準のいずれかに該当する人。

【認定基準】

- 生活保護が停止または廃止となった人
- 市民税の非課税または減免を受けている人（世帯員全てが該当していること）
- 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金保険料の減免などを受けている人
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- その他、特別な事情により経済的に困っている人 など

認定基準を満たしても、所得状況によっては支給対象とならない場合があります。

2 支給内容

①学用品・通学用品費…全学年対象

②新入学児童生徒学用品・通学用品費

…年度当初に認定された新小学1年生、新中学1年生のみ対象

③修学旅行費

④学校給食費…中学校のみ対象

⑤医療費

…学校での健康診断の結果、治療を必要とすると認められた特定の疾病に対して補助

⑥災害共済掛金（日本スポーツ振興センター災害共済掛金）

…年度当初に認定された児童生徒のみ対象

3 申込方法

12月中旬以降に天草市内の小・中学校において申込書類の配付を開始する予定です。

制度の詳細や申込期限等は、書類配付時にお知らせします。申込書の他に添付書類が必要になる場合がありますので、申し込みの際に就学先の小・中学校、または教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

制度の詳細は令和9年1月以降に、
天草市のホームページや広報誌「市政だより天草」に掲載予定です。

4 申し込みにあたっての注意事項

（１） 所得の申告について

就学援助の審査は、保護者の所得額等に基づいて判定を行いますので、保護者の方は所得の申告が必要です。（会社が申告している場合や確定申告をされている方は、申告の必要はありません。）

世帯の中で収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得の合計で審査しますので、該当する人は全て申告を行ってください。

（２） 生活保護受給世帯について

生活保護を受給している方も、修学旅行費、医療費、災害共済掛金は支給されますので、申込書を提出してください。

5 認定者の決定と支給方法・支給日

提出された申込書類の確認と対象世帯の所得調査等を行い、審査のうえ、認定の可否を決定します。

認定者への支給方法は、原則として保護者口座へ、学期毎（７月、１２月、３月）に振り込みます。ただし、学校へ支払う教材費等に未納が発生した場合は、就学援助費を未納金に充てることがあります。また、学校給食費及び医療費については、保護者口座への振り込みは行わず、学校教育課から直接、支払いが必要な諸機関へ支払いを行います。

6 入学前支給について

新小学１年生、または新中学１年生の保護者に対して、入学前に「新入学児童生徒学用品・通学用品費」の支給を実施します。希望される方は申込時に申し出てください。なお、他の費目は入学後に支給します。

入学前支給を希望することができるのは、申込時点で天草市に住民票がある人に限ります。また、入学前支給を受けた後で、４月に入学されなかった場合は就学援助費を返還していただくことになりますので、該当する可能性がある場合は入学前支給の申し込みを行わないでください。

【就学援助制度について問い合わせ先】

各小学校・中学校

天草市教育委員会学校教育課(TEL:24-8813)